

亀岡市空き家バンク利用登録の流れについて

1 相談 ~まずは、お気軽にご相談ください~

2 空き家バンクへの登録

(1) 申込書の提出

【申込時にご提出をいただく書類】

- 亀岡市空き家バンク利用登録申込書（指定の様式）
- 本人確認書類（直接申込書をご持参の場合は確認のみ）

※空き家バンク登録物件のマッチングにあたっては、地域住民の方との良好な関係を築いていただくため、自治会への加入や各地域での共同作業などへの参加をお願いしています。ご協力をいただけない場合は、登録をお断りすることもありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 登録

- 登録後、空き家バンク物件の詳細なご紹介を行います。

3 物件見学

- 原則として所有者の同席のもと、物件見学を行います。
- 物件見学時には、物件所在地の地域を見て回ったり、地域の区長さんなどへのご紹介などをしますので、あらかじめご了承ください。

4 契約

- 所有者と利用希望者で直接契約していただくことも可能ですが、トラブルの防止のため、宅建業者による仲介（媒介）をおすすめしています。
※仲介を希望する業者に心当たりが無い場合、本市と協力協定を締結している（公社）京都府宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会京都府本部の会員を協会を通じて紹介することも可能です。